



KAMIKAWAJI

上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿兒島ビル事務所



第310号

代表

上川路 長生

ごあいさつ

流言飛語

日本列島を覆い尽くす炎暑が、続いています。皆様お変わりありませんか。

高い信頼性を誇り、四半世紀にわたって日本の宇宙開発を支えてきた主力大型ロケット『H2A』が、種子島宇宙センターから打ち上げられ成功して、有終の美を飾りました。2001年から50機を打ち上げて、多様な人工衛星や探査機を宇宙へと送り出し、打上げ成功率は98%と世界最高水準に達しました。基幹ロケットの役割は『H3』に引き継がれ、民間を含めた顧客ニーズに柔軟に対応できる国際競争力の確立が課題となっています。

7月20日投開票された参院選は、自民・公明両党は改選議席を大幅に減らし、過半数割れの惨敗に終わりました。昨年10月、自民党は選挙の顔として自民党総裁に石破茂氏を選びました。直後の衆院選は、派閥裏金事件の大逆風で、与党過半数割れに終わりました。迷走の幕が開け国会では少数与党の悲哀を味わい法案や予算案を成立させるために、野党と妥協を重ねてきました。内閣支持率は低迷し、参院選公示後も物価高対策などで苦戦が続きました。序盤から大敗の可能性が報じられ、首相や執行部の責任を問う声がありました。自民の保守層が『日本人ファースト』を掲げた参政党に支持が集まったことも誤算といわれました。首相は続投に意欲を示していて、衆院選、都議選、参院選と3連敗した石破首相への『石破おろし』は徐々に激しさを増しています。

トランプ米大統領が日本からの輸入品に25%の関税をかけることを表明して衝撃が走りました。対米輸出を手がける国内企業は、追加関税の行方に振り回されて経営戦略が定まらず、危機感を隠せずにいました。対米交渉を担当する赤沢亮正経済再生担当相は、裾野の広い影響の大きい自動車の追加関税見直しが合意の条件だと強調してきました。トランプ氏の日本への書簡は、選挙中で身動きできない同盟国に対して失礼な行為だと、石破首相は「なめんなよ」と憤りをみせていたのです。

23日突然に日米両政府は高関税措置をめぐる協議で、合意に達したと発表しました。最大の焦点だった自動車関

目次

| | |
|-------------------------|-------|
| ごあいさつ “流言飛語” | …1P |
| 暑中お見舞い | …2P |
| 永山彰久税理士コラム | …3P |
| 税務カレンダー | …4P |
| 2025年8月・9月の経理・税務チェックリスト | …5P |
| 会計・税務のQ&A! | |
| “『特定親族特別控除の創設』” | …6・7P |
| 随想 “『蘭癖(らんへき)の遺産』 | |
| 上川路 美恵野” | …8P |

税は15%に引き下げられ、8月1日以降に25%適用される予定だった相互関税は15%適用に決まりました。関税引き下げの見返りに、日本側は約80兆円を上限にした公的な金融支援で、日本企業による投資を後押しすると合意しました。ひとまずは輸出関連企業は安堵するとしても、今後もゴールポストを後ろに移す『米国第一』を掲げるトランプ政権に翻弄されることになりそうです。

ネット上で『7月5日に日本で大地震が起きる』という風評が広がり、香港で著名な風水師が「日本への渡航を控えるように」と呼び掛け航空便が運休するという騒動になりました。南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない状況にありますが、発生時刻を予測は不可能です。6月21日から活発化したトカラ列島の悪石島から宝島にかけての地震は、有感地震で2,200回超えて現在も観測記録を更新し続けています。これらの現象について『7月5日の大地震』説とひとみ付ける噂も広がりました。専門家は、日本は地震国家であって関連付ける科学的根拠はないと、安易な“流言飛語”に警鐘を鳴らしていました。

日本将棋連盟の新しい会長に、清水市代女流七段が就任しました。歴史ある連盟で初の女性トップとなりました。選出の背景には、多様性や女性活躍を求める時代の変化もありました。将棋界の幅を広げるうえで、女性の活躍が鍵を握っているといわれます。愛好者の拡大と活性化に、新会長に期待が集まっています。(令和7年8月吉日)

暑中お見舞い申し上げます

厳しい暑さが続きますが、
いかがお過ごしでしょうか
時節柄ご自愛のほど
お祈り申し上げます

令和7年 盛夏



●お知らせ●

弊社は8/9(土)~8/11(祝・月)、8/13(水)~17日(日)が休業日となっております。何かとご迷惑をお掛けいたしますが、何卒宜しくお願い致します。

事務所連絡先



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400
Mail : kamikawaji@tkcnf.or.jp

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
(朝日通り電停前)
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348
Mail : kamikawaji@mbd.nifty.com



税理士法人 上川路会計を宜しく
お願い申し上げます！



テーマ「DX（デジタルトランスフォーメーション）の波」

先月、市役所からマイナンバーカードの更新手続きの案内が届きました。

マイナンバーカードの有効期限は発行から10年（発行時の年齢が18歳未満の方は5年）です。2016年にスタートしたマイナンバー制度、仕事柄マイナンバー制度とかかわることが多いと思ったのでほぼ制度開始とともにカードの申請をしました。しかし、実際は住民票や印鑑証明のコンビニ交付で利用するぐらいで利活用はほとんどありませんでした。

あれから10年、制度の趣旨の一つに「国民の利便性の向上」を掲げてはいたものの、制度開始当初はカードの取得率はなかなかあがりませんでした。その後コロナ禍の給付金支給手続きの遅れの指摘もあり、政府はデジタル庁を創設し、最大2万円分の「マイナポイント」付与のキャンペーンの後押しもあり、2023年から2024年にかけて申請数が急増して2024年12月時点では取得率は約76.3%に達しているそうです。

また健康保険証としての利用も浸透してきつつあります。個人的にはこちらのほうが先のような気もしましたが、運転免許証との一体化も今年から始まりました。免許証、保険証、マイナンバーカードと財布の中に入っていた3枚のカードが1枚になり、アンドロイド携帯ではすでに始まっていたマイナンバーカードの登録が今年からiPhoneでもできるようになっています。クレジットカードや各種民間のポイントカードなども携帯のアプリに搭載されているところも多いですので、物理的にカードを持たなくてもいいデジタル化の波がすぐそこまでやってきます。

我々の業界でも、DX（デジタルトランスフォーメーション）やAIという話を聞くことが増えてきました。税理士業界のDXは、単なる業務効率化を超え、税理士の役割そのものを変化させる大きな潮流となっています。従来の紙中心・手作業ベースの業務は、会計ソフトやAI-OCRの導入により急速にデジタル化が進行し、領収書・請求書などの自動読み取りや仕訳の自動判定が日常的になりつつあります。これにより、人的ミスの防止や作業時間の大幅な削減が可能となり、事務所の生産性向上に寄与してくれると思います。

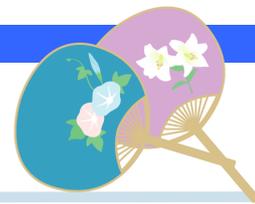
さらに、DX化によって税理士業務のプロセスそのものが見直され、オンライン面談等の活用により、顧客とのコミュニケーションも非対面で迅速かつ柔軟に対応が可能となったり、より高度な税務判断や節税戦略、コンサルティングというような業務が中心となり、単なる業務のIT化ではなく、業界全体の業務の構造改革ともいえる時代になっています。

「十年一昔」という言葉がありますが、最近の調査では「十年一昔」の感覚がさらに短くなっていて、「5年」や「3年」でも“昔”と感じる人が増えているそうです。それだけ変化のスピードが加速しているということだと思います。

今の時代の変化のスピードの波に乗り遅れないように、取り残されないように、10年先ではなく、3年先、5年先を見据えながら日々の業務を考えていかなければと思っております。

猛暑、酷暑、熱中症等々が、連日TOPニュースを飾っています。この暑さがこれから10月末ぐらいまで続いていきそうな予報もでています。「危険な」熱さが続きますのでお体にご自愛いただきながら長い夏の猛暑を乗り切ってくださいませ。





2025年8月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 31 | 9/1 | 9/2 | 9/3 | 9/4 | 9/5 | 9/6 |

上川路会計お盆休み

●お盆休みのお知らせ●

当社では8/13(水)、14(木)、15(金)をお盆休みとさせていただきますので、ご案内申し上げます。休業期間中は何かとご迷惑をお掛けすることと存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

8月12日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

<6月決算会社申告書提出>

9月1日まで

- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 9月決算法人 第3四半期分
 - 12月決算法人 第2四半期分
 - 3月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

8月中において各都道府県・市町村の条例で定める日

- ・個人事業税の第1期分の納付
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

2025年9月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|------|------|------|------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 10/1 | 10/2 | 10/3 | 10/4 |

敬老の日

秋分の日

<7月決算会社申告書提出>

9月30日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・令和7年分予定納税1期分の納付

9月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



2025年8月の経理・税務チェックリスト

個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

夏祭り等への寄付金

各地で夏祭りや納涼イベント等が催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となります。現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金か交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

中間決算棚卸の準備

3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

税務調査対策

税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。

2025年9月の経理・税務チェックリスト

中間決算の検討

3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

会計・税務のQ&A!



テーマ『特定親族特別控除の創設』

2025年度の税制改正で、「**特定親族控除**」が創設され、これまで特定扶養親族（納税者と生計を同一にしている12月31日時点で年齢が19歳以上23歳未満の人）の年収が103万円を超える場合、納税者は控除を受けることができませんでしたが、創設後は年収上限が緩和されました。この新制度の創設は、学生が学業と両立しながらアルバイト収入を増やすことを後押しするとともに、人手不足の解消にもつながるのではと期待されています。今回は創設された「**特定親族控除**」の概要と、これまでの「特定扶養親族控除」との違いを見ていきたいと思います。

国税庁HP 厚生労働省HP参照

【特定親族特別控除（創設）】

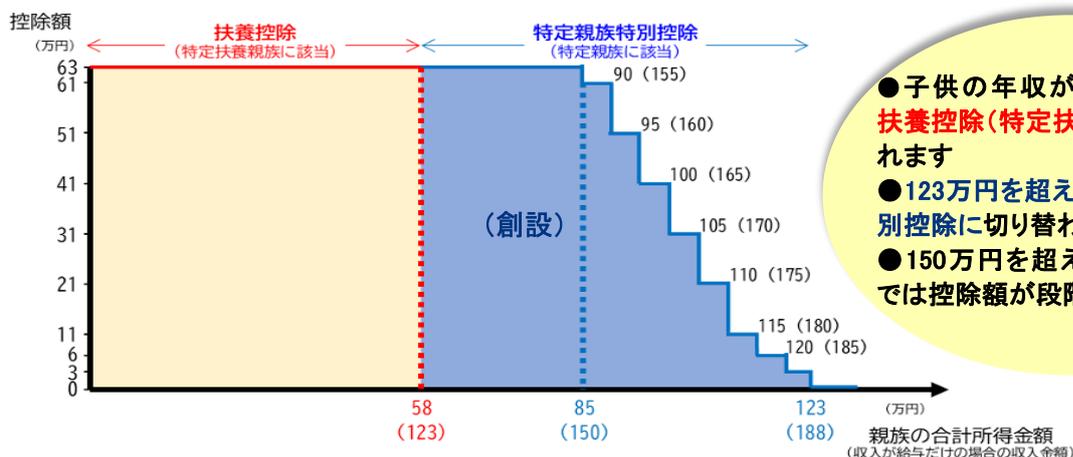
| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 目的 | 19歳から22歳までの大学生年代の子を持つ親の税負担を軽減すること |
| 対象者 | 19歳から23歳未満の親族を扶養している納税者 |
| 適用時期 | 2025(令和7)年12月1日から |
| 年末調整・確定申告 | 2025(令和7)年度分から |
| 毎月の源泉徴収 | 2026年1月1日以降の支給分から |



【特定扶養親族と特定親族の違い】

| 項目 | 特定扶養親族(従来) | 特定親族(創設) NEW!! |
|------|-------------------------------|---|
| 制度名 | 扶養控除(特定扶養親族控除) | 特定親族特別控除 |
| 対象年齢 | 19歳以上23歳未満(12/31現在) | 19歳以上23歳未満(12/31現在) |
| 所得要件 | 合計所得金額48万円以下 (給与年収103万円以下) | 合計所得金額58万円超123万円以下 (給与年収123万円超188万円以下) |
| 控除額 | 一律63万円 | 特定親族の所得に応じ変動 ※7P参照 (3万円～最大63万円) |

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



- 子供の年収が123万円までは、**扶養控除(特定扶養控除)**が適用されます
- 123万円を超えると、**特定親族特別控除**に切り替わります
- 150万円を超えても、188万円までは控除額が段階的に減少します

【特定扶養親族控除と特定親族特別控除額】

| | 子等の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の給与収入金額) | 親等の控除額 | |
|--------------------|----------------------------------|--------|------|
| | | 改正前 | 改正後 |
| 扶養控除 (特定扶養親族控除) | 48万円以下 | 63万円 | 63万円 |
| | 48万円超58万円以下(123万円以下) | | |
| 特定親族特別控除 | 58万円超 85万円以下(123万円超 150万円以下) | — | 63万円 |
| | 85万円超 90万円以下(150万円超 155万円以下) | | 61万円 |
| | 90万円超 95万円以下(155万円超 160万円以下) | | 51万円 |
| | 95万円超 100万円以下(160万円超 165万円以下) | | 41万円 |
| | 100万円超 105万円以下(165万円超 170万円以下) | | 31万円 |
| | 105万円超 110万円以下(170万円超 175万円以下) | | 21万円 |
| | 110万円超 115万円以下(175万円超 180万円以下) | | 11万円 |
| | 115万円超 120万円以下(180万円超 185万円以下) | | 6万円 |
| | 120万円超 123万円以下(185万円超 188万円以下) | | 3万円 |

創設部分

【特定親族特別控除の要件】

本人(親等)の要件

居住者であること。所得制限はありません

親族等(子等)の要件

- ・6親等内の血族及び3親等内の姻族(なお、児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子も含みます)
- ・その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でないこと
- ・合計所得金額が58万円超123万円以下であること(収入が給与だけの場合の給与収入金123万円超188万円以下)

※親族の合計所得金額が58万円以下の場合、特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除(特定扶養親族控除)の対象となります

【注意事項】

・19歳以上23歳未満の健康保険の被扶養者認定における年収の壁「150万円」に緩和へ

特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、被扶養者として届出される認定対象者が19歳以上23歳未満の者の場合、年間収入に関する認定要件が130万円未満から150万円未満へと緩和されました(適用は、令和7年10月1日から)

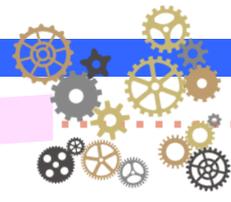
・賞与・残業代は含まれる

アルバイトは時給で働くのが一般的ですが、企業によっては賞与や残業代が出ることがあります。賞与や残業代などの手当も、年収を計算する際に総収入に含めます

・副業・ダブルワークの収入は合算する

主なアルバイト先の他に、別のアルバイト先がある場合、双方の収入を合算します

従来の「特定扶養親族控除」と創設された「特定親族特別控除」は名称が似ており混乱しやすいですが、2つの違いを正しく理解し、節税対策をしていきましょう。また、関連する法律や制度等の改正等にも注意を払っていきましょう。



随想『蘭癖(らんへき)の遺産』 上川路美恵野

酷暑お見舞い申し上げます。

体温を超える気温のニュースの目新しさが薄れ、いつの間にか異常さになれてしまっていることに驚きと恐れを感じる8月です。

今年、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、世界文化遺産に登録されて10周年を迎えました。明治以降の日本の近代化において重要な役割を果たした8県11市の23の史跡等で構成される産業遺産群で、鹿児島市には、集成館事業に関連する構成遺産があります。

集成館事業は、島津斉彬が推進した西洋技術の積極的導入による大砲の鑄造や蒸気船の建造を試みた近代工場群の整備計画です。欧米諸国がアジア各国に進出し支配拡大が進み危機感の強まる中、軍事力と技術力の向上が不可欠と考えたことや、厳しい状態が続いていた財政改革と産業振興を図る必要があったことが背景といわれていますが、斉彬自身、当時最先端だった西洋の学問、技術に深い関心を持っていました。

斉彬の西洋知識への傾倒は、曾祖父にあたる島津重豪が影響を与えたといわれています。重豪は、海外の情報に通じ、蘭学を好み、オランダ語を話し、ローマ字を書き、オランダ商館長やシーボルトとも親交を持ち「蘭癖大名」と呼ばれました。市街地「天文館」は、暦の作成と天体観測を行うための研究施設を設置したことが名称の由来となっています。

さて、重豪の「蘭癖」は、その後斉彬へと受け継がれ、明治維新の基礎を築き、日本の近代化へとつながっていきます。そのような流れをみると、良いこと尽くめのように見えますが、物事には必ず両面があります。

西洋技術の導入や教育への取組だけが原因ではありませんが、重豪の時代、莫大な財政的な負担が生じ、約500万両ともいえる借財を抱えることになりました。藩士への給料は一年以上滞り、藩邸は手入れができず草ぼうぼうだったそうです。この財政改革のかじ取りを担ったのが調所広郷です。商人への借金を250年という超長期での分割返済を申し渡すという点がよく知られています。協力した商人への便宜を図り商取引を活性化したり、殖産興業を推進したりと評価すべき点も多い反面、奄美の黒砂糖を専売化や、琉球との密貿易など、真つ当な財政改革だけでなく、弱い立場のものへの圧政、法令違反も辞さずという荒業を含んだ改革でした。

また、重豪の「蘭癖」を承継している斉彬への不安視が藩内の軋轢を生み、藩主の座を巡って藩内抗争が激化したことは、大河ドラマなどでもよく描かれているところです。

このように歴史を振り返るとき、私は意思決定の難しさを痛感します。現状を鑑みて行った決断が、あちこちに影響を与え、思わぬ反響をもたらすことがあり、また、その決定の影響は、1年後だけでなく10年後、さらには子孫の代にまで及びます。評価も時代によって異なるでしょう。

社会が不確実性を増し、現在のように飛躍的に情報技術が発展していく中でも、最終的には人が自らの理念に従って決定を下す必要があります。二人の「蘭癖」も自ら学ぶだけでなく藩士にも学問を奨励し、教育を重視して人づくりに励みました。

どんな時代でも視野を広げ、思索を深め人格を形成するためには学びが重要です。今年はお盆休みも少し長めにあります。積極的に研鑽を深めたいものです。



旧鹿児島紡績所技師館 (真人館)



尚古集成館 (旧集成館機械工場)



英雄の要らぬ世であれ終戦日 美恵野

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所
〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400
(旧 甲南永山事務所)
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所
〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

毎年この時期に旬の果物を食べるのが楽しみです。なかでもメロンは特別感があり食べるのも気合が入ります。メロンは追熟してより美味しくなる果物ですが、つい置きすぎて甘みがエグ味に変わり残念な結果になることも。調べると、常温で保存し、お尻の部分が少し柔らかくなると良いそうです。今季はタイミングを逃さず、美味しく果物を身体に取り入れて猛暑を乗り切りたいです。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 福留

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

